

総行選第3号
総行資第27号
令和3年2月15日

各都道府県選挙管理委員会委員長 殿
各指定都市選挙管理委員会委員長 殿

総務省自治行政局選挙部長

公職選挙法施行令等の一部改正について（通知）

押印を求める手続の見直し等のための総務省関係政令の一部を改正する政令（令和3年政令第29号。以下「改正政令」という。）及び政治資金規正法施行規則の一部を改正する省令（令和3年総務省令第10号。以下「改正省令」という。）が、本日公布されました。

改正政令により、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）、政治資金規正法施行令（昭和50年政令第277号）及び日本国憲法の改正手続に関する法律施行令（平成22年政令第135号）が、改正省令により政治資金規正法施行規則（昭和50年自治省令第17号）が、それぞれ改正されます。

これらの改正は、規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）において、法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して押印を求めているものについて、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行うこととされたこと等を踏まえ、各法令の規定により押印義務を定めている手続について、当該義務を廃止する等の改正を行うものです。

貴職におかれましては、今回の改正内容を十分御理解されるとともに、その運用に遺漏のないよう、下記事項に御留意の上、各都道府県選挙管理委員会委員長におかれましては、貴都道府県内の指定都市を除く市区町村の選挙管理委員会に対しても、格別の御配慮をお願いします。

記

第1 公職選挙法施行令の一部改正

選挙人名簿及び在外選挙人名簿の登録に関する異議の申出並びに地方公共団体の議会の議員及び長の選挙の効力並びに当選の効力に関する異議の申出に係る文書への押印を要しないものとしたこと。（改正政令第2条関係（改正政令第9条の行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）の改正と併せて改正するもの））

第2 政治資金規正法施行令及び政治資金規正法施行規則の一部改正

匿名寄附等に係る寄附物件の国庫納付手続の際の署名又は押印の義務を廃止するとともに、政治資金規正法施行規則において、当該手続の際に必要な本人確認措置について定めるものとしたこと。（改正政令第6条及び改正省令関係）

第3 日本国憲法の改正手続に関する法律施行令の一部改正

投票人名簿及び在外投票人名簿の登録に関する異議の申出に係る文書への押印を要しないものとしたこと。（改正政令第8条関係（改正政令第9条の行政不服審査法施行令の改正と併せて改正するもの））

第4 施行期日に関する事項

公布の日から施行するものとしたこと。